

これは、第1号通所事業のみを実施する場合のモデル運営規程です。あくまでもモデルとして示すものですので、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて加工して作成してください。

△△△通所介護相当サービス [通所型サービスA] モデル運営規程

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
<p>(事業の目的)</p> <p>第1条 *** (以下「事業者」という。)が設置する△△△ (以下「事業所」という。)において実施する通所介護相当サービス [通所型サービスA] の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、通所介護相当サービス [通所型サービスA] の円滑な提供を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所介護相当サービス [通所型サービスA] の提供を確保することを目的とする。</p> <p>(通所介護相当サービスの運営の方針)</p> <p>第2条 事業所が実施する通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>2 通所介護相当サービスの事業の実施に当たっては、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握をし、結果を介護予防ケアマネジメント実施者等へ報告するものとする。</p> <p>3 通所介護相当サービスの事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>4 通所介護相当サービスの事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>5 前4項のほか、「島本町訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」(平成29年島本町規則第8号)に定める内容を遵守し、通所介護相当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「***」は、開設者名(法人名)を記載してください。 ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
<p>サービスの事業を実施するものとする。</p> <p>(通所型サービスAの運営の方針)</p> <p>第3条 事業所が実施する通所型サービスAの事業は、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>2 通所型サービスAの事業の実施に当たっては、利用者の心身状況等を把握し、必要時、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握をし、結果を介護予防ケアマネジメント実施者等へ報告するものとする。</p> <p>3 通所型サービスAの事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>4 通所型サービスAの事業の実施に当たっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・健康管理等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、島本町、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>6 前5項のほか、「島本町通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」(平成29年島本町規則第11号)の内容を遵守し、通所型サービスAの事業を実施するものとする。</p> <p>(事業の運営)</p> <p>第4条 通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。</p> <p>(事業所の名称等)</p> <p>第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名 称 △△△</p> <p>(2) 所在地 大阪府三島郡島本町〇〇丁目〇番〇号〇ビル〇階</p> <p>(従業者の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のと</p>	<p>・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。</p> <p>・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してく</p>

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
<p>おりとする。</p> <p>(1) 管理者 1名 従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。</p> <p>通所介護相当サービス</p> <p>(2) 従業者 生活相談員 ○名（常勤○名、非常勤○名） 看護職員 ○名（常勤○名、非常勤○名） 介護職員 ○名（常勤○名、非常勤○名） 機能訓練指導員 ○名（常勤○名、非常勤○名） 栄養職員 ○名（常勤○名、非常勤○名） 歯科職員 ○名（常勤○名、非常勤○名） 事務職員 ○名（常勤○名、非常勤○名）</p> <p>ア 従業者は、通所介護相当サービスの提供に当たる。 イ 生活相談員は、事業所に対する通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所型サービス計画の作成等を行う。 ウ 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。 エ 介護職員は、通所介護相当サービスの業務に当たる。 オ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。 カ 栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。 キ 歯科職員は、口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練を行う。 ク 事務職員は、必要な事務を行う。</p> <p>通所型サービスA</p> <p>(2) 従事者 ○名 ア 通所型サービスAの提供に当たる。 （営業日及び営業時間）</p> <p>第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。 ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。</p> <p>(2) 営業時間 ○○時から○○時までとする。</p> <p>(3) サービス提供時間 ○○時から○○時までとする。 （利用定員）</p>	<p>ださい。</p> <p>◆管理者 ・通所介護相当サービスの場合は、常勤であること。</p> <p>◆従事者すべて ・常勤と非常勤に分類して記載してください。 ・兼務がある場合は、（うち○名×××と兼務）と記載してください。</p> <p>◆栄養職員、歯科職員、事務職員 ・配置する場合のみ記載してください。</p> <p>◆通所型サービスAの従事者 ・利用者の数が15人までの場合にあつては、専ら当該サービスの提供に当たる従事者が1以上、15人を超える場合にあつては専ら当該サービスに当たる短時間通所サービス従事者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数</p> <p>◆営業日・営業時間 ・利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。</p> <p>◆サービス提供時間</p>

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
<p>第8条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 通所介護相当サービス 1単位目〇名、2単位目〇名</p> <p>(2) 通所型サービスA 1単位目〇名、2単位目〇名 (通所介護相当サービスの内容)</p> <p>第9条 通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。</p> <p>(1) 入浴サービス</p> <p>(2) 給食サービス</p> <p>(3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション</p> <p>(4) 機能訓練</p> <p>(5) 健康チェック</p> <p>(6) 送迎</p> <p>(7) 延長サービス</p> <p>(8) アクティビティ（介護予防） など (通所型サービスAの内容)</p> <p>第10条 通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。</p> <p>(1) 生活指導（相談・援助等）</p> <p>(2) 機能訓練</p> <p>(3) 健康チェック</p> <p>(4) 送迎</p> <p>(5) アクティビティ（介護予防） など (利用料等)</p> <p>第11条 通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕を提供した場合の利用料の額は、島本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（島本町規則第6号）に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。</p> <p>2 食事の提供に要する費用、おむつ代等については、重要事項説明書に定める額を徴収する。</p> <p>3 その他、通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、実費を徴収する。</p> <p>4 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。</p> <p>5 通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払い</p>	<p>・利用者に対するサービス提供が可能な時間を記載してください。</p>

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
<p>に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。</p> <p>6 法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。</p> <p>（通常の事業の実施地域）</p> <p>第12条 通常の事業の実施地域は、島本町の区域とする。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。</p> <p>（サービス利用に当たっての留意事項）</p> <p>第14条 利用者は、通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。</p> <p>（緊急時等における対応方法）</p> <p>第15条 従業者等は、通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供により事故が発生した場合は、島本町、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 利用者に対する通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第16条 非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。</p> <p>（苦情への対応）</p> <p>第17条 通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供に係る</p>	<p>・ 事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。</p> <p>・ 消防法第8条、消防法施行令第3条の2の規定に基づき非常災害訓練等を定期的に行う回数を記載してください。</p>

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
<p>利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 事業所は、提供した通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により島本町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は島本町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、島本町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。</p> <p>3 事業所は、提供した通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第18条 事業所は、利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。</p> <p>2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。</p> <p>(虐待防止に関する事項)</p> <p>第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施</p> <p>(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備</p> <p>(3) その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを島本町に通報するものとする。</p> <p>(その他事業の運営に関する重要事項)</p> <p>第20条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても必要な検証、整備を行う。</p> <p>(1) 採用時研修 採用後○か月以内</p> <p>(2) 継続研修 年○回</p> <p>2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持す</p>	

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
<p>る。</p> <p>3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約、就業規則等において規定する。</p> <p>4 事業所は、通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。</p> <p>5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p>	